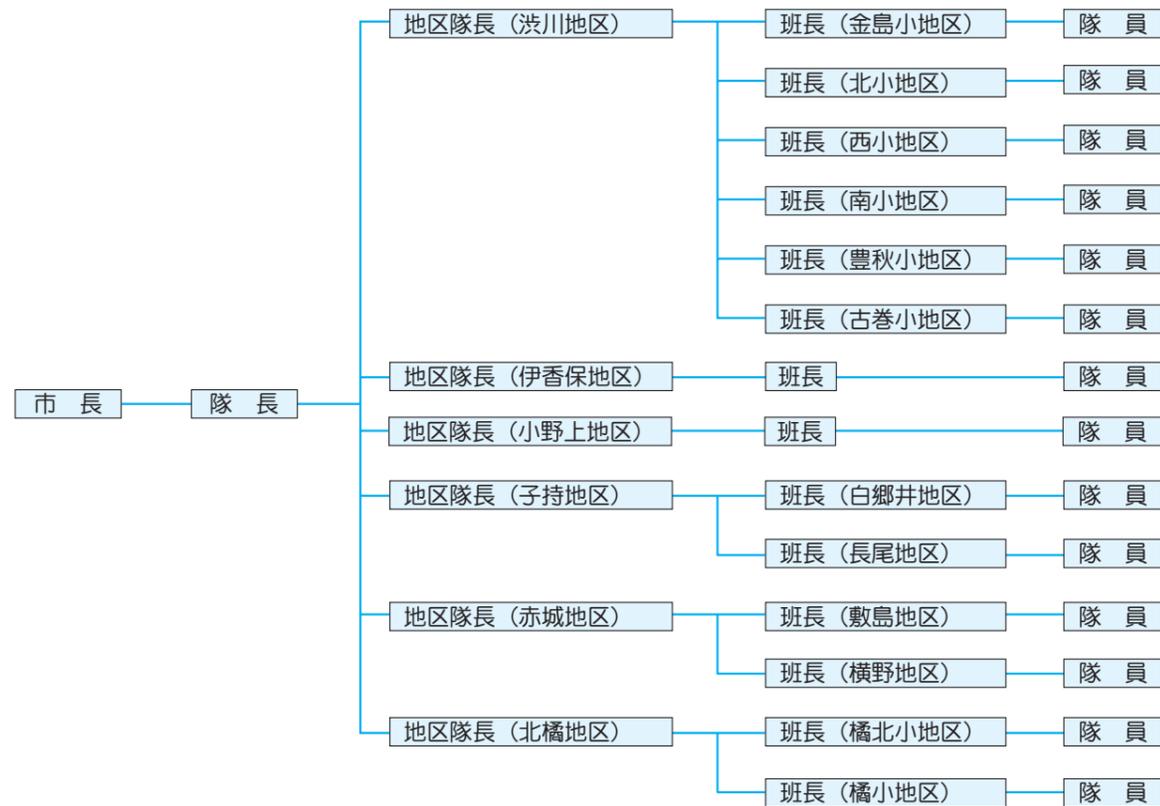


新「渋川市」の交通指導員組織図



報告第45号 条例の整備について

合併時に失効、暫定施行する条例及び市長職務執行者が合併日に専決処分する予定の条例について、次のとおり報告しました。

(平成17年12月1日現在)

区分	主な理由	件数
失効する条例	群馬県市町村総合事務組合に加入のため不要となるもの (例：渋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)	6
	期限が定められていたもの又は特別職に係る特例を定めたものなど (例：町長の給与支給の特例に関する条例)	6
	他の条例、規則又は県の条例等で規定されているため不要となるもの (例：災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例)	31
	現市町村で既に廃止されたもの (例：渋川市特別職の職員の退職手当に関する条例)	12
	合併日までに現市町村で廃止予定のもの (例：伊香保町奨学基金の設置、管理及び給付に関する条例)	6
	合併時に事業が廃止されるもの又は既に事業が終了しているもの (例：北橋村身体障害者扶助料支給条例)	23
	小計	(84)
統合	他の条例、規則等に統合整理されるもの (例：総合計画審議会条例)	54
逐次制定	議員提案に係る条例又は必要に応じ新市で制定するもの (例：議会委員会条例)	8
暫定施行する条例	合併前の市町村の条例を、そのまま合併前の地域に限って施行させるもの	10
専決処分する条例	合併期日に職務執行者が専決し、即時施行されるもの	248
合計		404

